

東京電力(株)東通原子力発電所1・2号機新設に係る 環境影響評価書に関する確定通知について

平成15年8月20日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

当省は、東通原子力発電所1・2号機新設環境影響評価書（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、東京電力(株)に対し、本日、変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。

このため、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書（写）を環境大臣あて送付する一方、確定通知を受けた東京電力(株)は青森県知事、東通村長、むつ市長、六ヶ所村長及び横浜町長に対し評価書を送付するとともに、公告及び縦覧（1ヶ月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

環境影響評価方法書提出	平成12年 8月21日
住民等意見の概要提出	平成12年10月17日
知 事 意 見 提 出	平成13年 1月10日
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成13年 2月15日
環境影響評価準備書提出	平成14年 8月 8日
住民等意見の概要提出	平成14年10月 7日
知 事 意 見 提 出	平成15年 1月31日
環 境 大 臣 意 見 提 出	平成15年 4月14日
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成15年 4月25日
環境影響評価書届出	平成15年 7月30日

問合せ先：原子力安全・保安院 電力安全課 高取、伊藤(浩)
電話03－3501－1742（直通）
03－3501－1511（代表）
4921（内線）